

泉佐野市空家住宅利活用改造助成事業

補助金届出の手引き

泉佐野市都市整備部都市計画課

【泉佐野市空家住宅利活用改造助成事業】

泉佐野市内に存する空家等の適正管理と利活用を促進し、地域の安全・安心かつ良好なまちなみの形成に資することを目的に、泉佐野市空家住宅利活用耐震改修補助金交付要綱に基づく耐震改修工事と同時に同一棟で住宅の機能、性能、安全性、耐久性、及び居住性などの機能改善や向上のために、住宅改造工事を実施する場合に補助金を交付します。

【助成事業の期間について】

既存空家住宅利活用改造助成事業制度は、泉佐野市空家住宅利活用耐震改修補助金交付要綱に基づく耐震改修工事と一緒に改造を行う場合、申請年度の1月末日まで随時受け付けます。

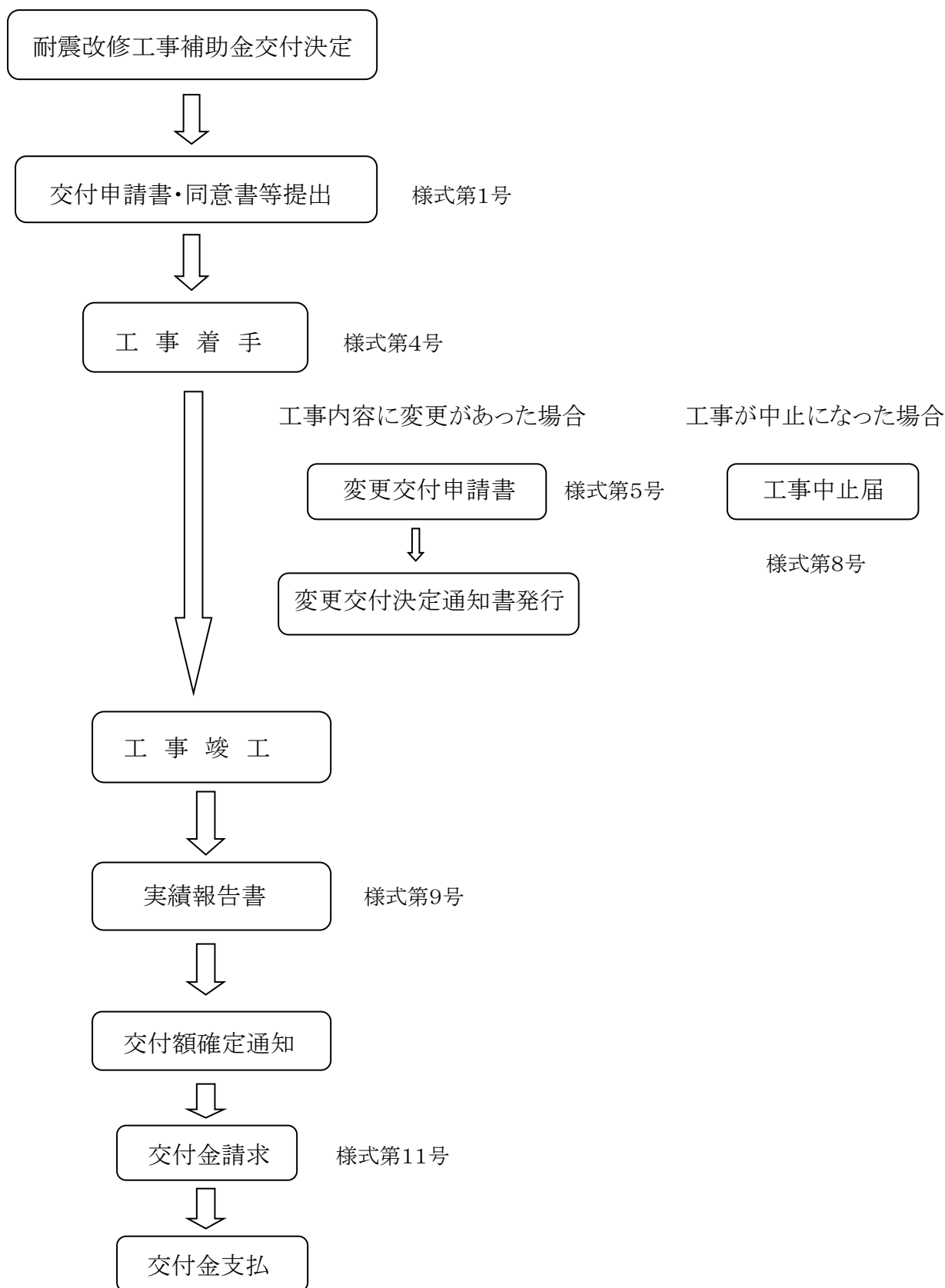
【補助の対象について】

- 補助対象者(以下のいずれにも該当する方)
 - ・泉佐野市空家住宅利活用耐震改修補助金交付要綱の交付決定を受けている方
 - ・市税を滞納していない方。
- 補助対象建築物
 - ・泉佐野市空家住宅利活用耐震改修補助金交付要綱に基づく耐震改修工事と同時に同一棟で住宅改造工事を実施する建築物。
 - ・個人が所有する空家木造住宅であること。
- 補助対象工事
 - ・補助対象建築物の機能改善・向上のために行う改修や室内のリフォーム等の工事。
 - ・申請年度の3月15日(当該日が閉庁日の場合は翌開庁日)までに完了実績報告書が提出できる日
- 補助金額
 - ・最大900,000円。

【補助の対象とならない工事】

補助対象建築物に附帯する門扉、ブロック塀、擁壁、車庫、道路等の新設又は修繕する工事や電化製品等の購入や取付け又は部品交換に要する経費。国、府及び市から補助(耐震改修工事分を含みます。)、融資等を受ける工事に要する経費は補助対象にはなりません。

【申請から助成までの流れ】



【交付申請に必要な書類】

- 空家住宅利活用改造助成事業補助金交付申請書(様式第1号) 1部
- 委任状(代理人による申請の場合) 1部
- 添付資料(様式第1号の添付資料を含む) 各1部
 - ・耐震改修補助の交付決定通知の写し
 - ・登記事項証明書(建物・土地)
 - ・リフォームに係る同意書
 - *申請者と住宅・土地所有者が異なる場合に必要
 - ・工事見積書(内訳書含む 対象工事と対象工事外とを区別したもの)
 - ・工事対象住宅場所がわかる位置図
 - ・工事平面図等の工事箇所がわかる図面
 - *耐震改修箇所と住宅リフォーム工事箇所がそれぞれわかるように区別してください。
 - ・工事箇所の写真
 - *撮影位置を平面図に記載してください。
 - リフォーム工事を行う部屋ごとに1枚以上写真を付けてください。

【変更申請に必要な書類】

- 空家住宅利活用改造助成事業補助金交付変更申請書(様式第5号) 1部
 - *交付申請の内容を変更しようとするとき
- 空家住宅利活用改造助成事業工事変更届(様式第6号) 1部
 - *補助金の額に変更を生じないとき
- 委任状(代理人による申請の場合) 1部
- 添付資料 各1部
 - ・変更見積書
 - *対象工事と対象工事外とを区別したもの
 - ・工事変更平面図等
 - *耐震改修箇所と住宅リフォーム工事箇所がそれぞれわかるように区別してください。
 - ・工事変更箇所の写真
 - *撮影位置を平面図に記載してください。
 - リフォーム工事を行う部屋ごとに1枚以上写真を付けてください。

なお、変更申請により工事費が増額になっても、交付決定額からの増額はありせん。

【実績報告に必要な書類】

- 空家住宅利活用改造助成事業工事完了届(様式第9号) 1部
- 委任状(代理人による届出の場合) 1部
- 添付資料
 - ・住宅リフォーム工事に係る工事代金の領収書の写し
 - ・住宅リフォーム工事に係る工事費の明細書
 - ・工事完了平面図等の工事箇所がわかる図面
 - *耐震改修箇所と住宅リフォーム工事箇所がそれぞれわかるように区別してください。
 - ・工事完了箇所の写真
 - *撮影位置を平面図に記載してください。
 - リフォーム工事を行う部屋ごとに1枚以上写真を付けてください。
- 注意事項
 - ・申請年度の3月15日(閉庁日の場合は翌開庁日)までに上記の書類を全て提出できない場合は、補助金の交付はできません。
 - ・工事完了届提出後に職員による現場の確認を実施し、現場確認後に工事が適正に行われたことが認められると交付額確定通知書を発行します。

【交付請求に必要な書類】

- 空家住宅利活用改造助成事業工事補助金交付請求書(様式第11号) 1部
- 委任状(代理人による提出の場合) 1部